

2022 年 1 月 27 日
一般財団法人日本規格協会

確認の申出に係る審議について

日本産業規格（以下、JIS という。）は、産業標準化法に基づき、JIS を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも 5 年を経過するまでに見直す必要があります。多数の JIS があることから効率的な運用のために、毎年度一括して JIS 見直しを行うこととしております。JIS の見直しの流れ及び産業標準作成委員会の審議方法は、別添 1 をご参照ください。

今回のご審議は、別添 1 の（3）JIS 確認の申出に係る審議です。

前回の基本分野産業標準作成委員会（2021 年 12 月 7 日議決）でご承認いただいた、2022 年度に見直し期限を迎える基本分野の JIS のうち 2022 年度中の公示予定を「確認」とする JIS について、JSA ウェブサイトに JIS 作成予定一覧表の公表を掲載し、利害関係者の意向を確認したところ、利害関係者からのご意見等はありませんでした。

この結果を踏まえて、別添 2 に、2022 年度中の公示予定を「確認」とする JIS 及び作成審議経過等を作成いたしましたので、これらの JIS を「確認」としてよろしいか最終のご審議をお願いいたします。

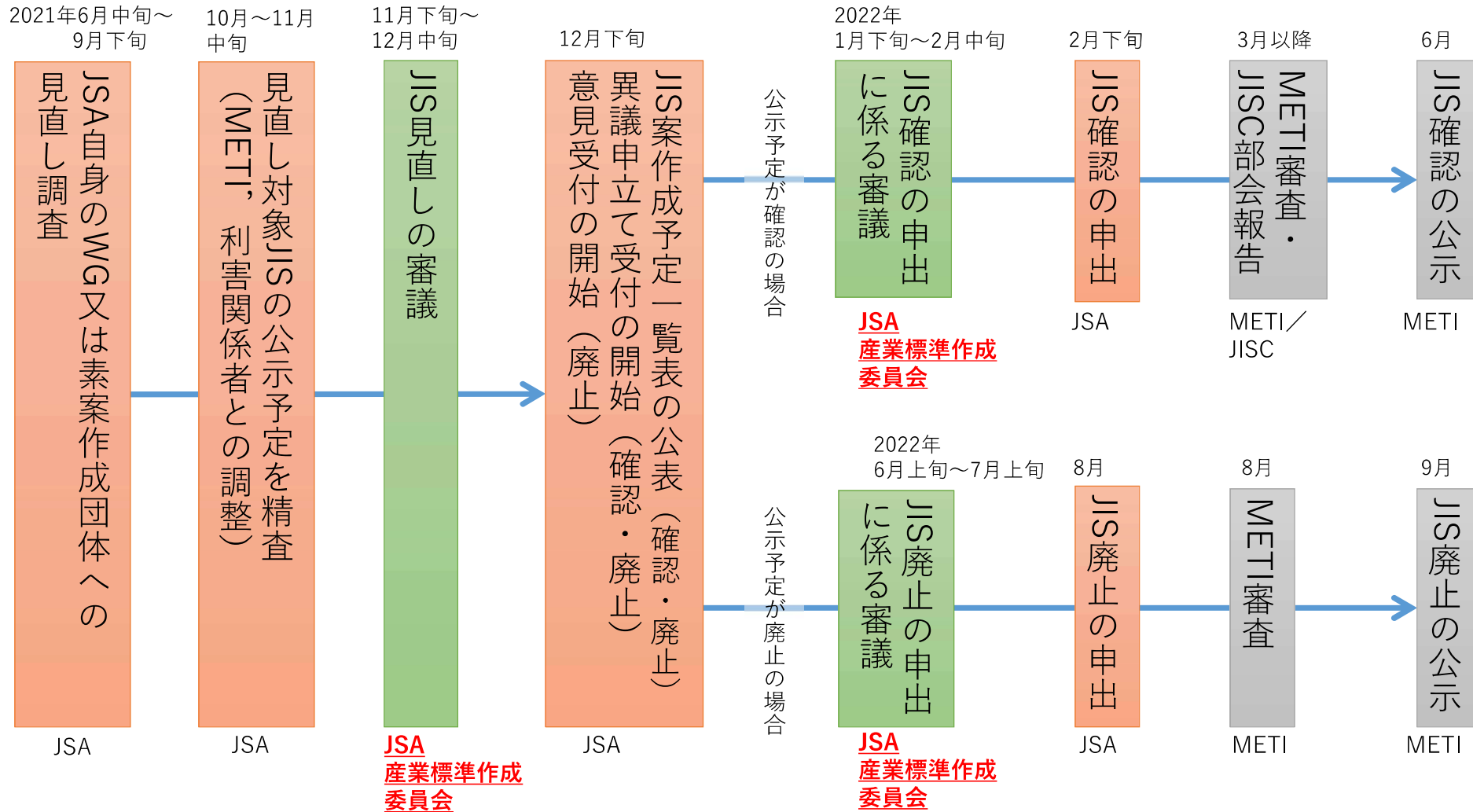
委員会において議決された場合には、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

注記 JIS 法令上、別添 2 別紙 2 の 3. ②JIS 作成予定一覧表の公表、③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保及び④異議申立ての機会の確保は、主務大臣に対して申出を行うまでの過程において行うこととしております。現時点では、利害関係者からのご意見等はありませんが、審議中又は審議後に意見等があった場合で、議決結果の変更又は意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。

JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。
 その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。
 その後、産業標準作成委員会にお諮りします。
- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
 - ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
整合すべき（参照している）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
整合すべき（参照している）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

(3) JIS確認の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. 確認のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～確認のJIS作成予定一覧表の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

日本産業規格作成審議経過報告書（確認）

1. 確認の申出を行う日本産業規格

JIS B 0060-3 デジタル製品技術文書情報—第3部：3D Aモデルにおける設計モデルの表し方 外 39 件（別紙1のとおり）

2. 確認の申出を行う日本産業規格に係る主務大臣

経済産業大臣専管

3. 確認の理由

別紙1の日本産業規格は、産業標準化法第17条の規定による見直し期限を2022年度に迎えるものであるが、認定産業標準作成機関として、関係各方面の意見を調査し検討した結果、現行の日本産業規格がなお適正であると認められることから、確認すべきものとして申出する。

4. 確認の申出を行う日本産業規格の作成及び審議に関する事項

(1) 認定産業標準作成機関名；一般財団法人日本規格協会（JSA）

(2) 法令上の区分；

産業標準化法第16条において準用する同法第14条第1項に基づく申出

(3) 産業標準作成委員会名；

基本分野産業標準作成委員会

(4) 産業標準作成委員会の委員構成表及び開催状況；

別紙2に記載のとおり。

(5) 作成審議経過

別紙2に記載のとおり。

以上

確認の申出を行う日本産業規格

No.	規格番号	規格名称
1	B0060-3	デジタル製品技術文書情報—第3部：3Dモデルにおける設計モデルの表し方
2	B0060-4	デジタル製品技術文書情報—第4部：3Dモデルにおける表示要求事項の指示方法—寸法及び公差
3	B0612	製品の幾何特性仕様（GPS）—円すいのテーパ比及びテーパ角度の基準値
4	B0615-1	製品の幾何特性仕様（GPS）—くさび形体—第1部：角度及び勾配の基準値
5	B0615-2	製品の幾何特性仕様（GPS）—くさび形体—第2部：寸法及び公差の指示方法
6	B0635	製品の幾何特性仕様（GPS）—フィルタ処理—線形の輪郭曲面フィルタ：ガウシアンフィルタ
7	B0681-2	製品の幾何特性仕様（GPS）—表面性状：三次元—第2部：用語、定義及び表面性状パラメータ
8	X0412-2	言語名コード—第2部：3文字コード
9	Z8303	帳票の設計基準
10	Z8311	製図—製図用紙のサイズ及び図面の様式
11	Z8313-0	製図—文字—第0部：通則
12	Z8313-1	製図—文字—第1部：ローマ字、数字及び記号
13	Z8313-10	製図—文字—第10部：平仮名、片仮名及び漢字
14	Z8313-2	製図—文字—第2部：ギリシャ文字
15	Z8314	製図—尺度
16	Z8317-1	製図—寸法及び公差の記入方法—第1部：一般原則
17	Z8322	製図—表示の一般原則—引出線及び参照線の基本事項と適用
18	Z8404-1	測定の不確かさ—第1部：測定の不確かさの評価における併行精度、再現精度及び真度の推定値の利用の指針
19	Z8404-2	測定の不確かさ—第2部：測定の不確かさの評価における繰返し測定及び枝分かれ実験の利用の指針
20	Z8462-2	測定方法の検出能力—第2部：検量線が直線である場合の方法
21	Z8462-6	測定方法の検出能力—第6部：測定値がポアソン分布に従う場合の限界値及び検出可能な最小値を正規分布近似によって求める方法
22	Z8462-7	測定方法の検出能力—第7部：分析機器ノイズの確率論的性質に基づく方法
23	Z8617-1	ダイヤグラム用図記号—第1部：一般事項及び索引
24	Z8617-10	ダイヤグラム用図記号—第10部：フルードパワー変換器
25	Z8617-11	ダイヤグラム用図記号—第11部：熱輸送及び熱機関用の装置
26	Z8617-12	ダイヤグラム用図記号—第12部：分離、清浄及び混合用の装置
27	Z8617-13	ダイヤグラム用図記号—第13部：材料加工用装置
28	Z8617-14	ダイヤグラム用図記号—第14部：材料の輸送及び取扱い用の装置
29	Z8617-15	ダイヤグラム用図記号—第15部：据付け線図及びネットワークマップ

30	Z8617-2	ダイヤグラム用図記号—第2部：一般用途
31	Z8617-3	ダイヤグラム用図記号—第3部：接続及び関連装置
32	Z8617-4	ダイヤグラム用図記号—第4部：アクチュエータ及び関連装置
33	Z8617-5	ダイヤグラム用図記号—第5部：計測及び制御装置
34	Z8617-6	ダイヤグラム用図記号—第6部：計測及び制御機能
35	Z8617-7	ダイヤグラム用図記号—第7部：基本的機械部品
36	Z8617-8	ダイヤグラム用図記号—第8部：バルブ及びダンパ
37	Z8617-9	ダイヤグラム用図記号—第9部：ポンプ、コンプレッサ及びファン
38	Z9020-4	管理図—第4部：累積和管理図
39	Z9031	乱数生成及びランダム化の手順
40	Z9041-5	データの統計的な解釈方法—第5部：メディアン—推定及び信頼区間

1. 産業標準作成委員会の委員構成表

1. 1 基本分野産業標準作成委員会

	氏名	所属	種別
(委員長)	山本 浩	埼玉大学	中立者
(委員)	大谷 幸利	宇都宮大学	
	安井 清一	東京理科大学	
	鈴木 伸哉	長野工業高等専門学校	
	小林 信治	一般財団法人日本色彩研究所	
	佐藤 恵子	一般財団法人日本品質保証機構	
	井上 謙	一般社団法人日本産業機械工業会	
	大隅 慶明	一般社団法人日本電機工業会	
	野中 玲子	一般社団法人日本化学工業協会	
(関係者)	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟	-
(事務局)	青山 直充	経済産業省産業技術環境局国際標準課	
	重松 康夫	一般財団法人日本規格協会	
	江本 秀司	一般財団法人日本規格協会	

基本分野産業標準作成委員会は、基礎・共通的な分野を対象としており直接の商取引には関係せず、グループを特定しにくいことから、全ての委員を中立者として構成しているが、統計、製図などに関係する学識経験者、生産者などの利害関係者によって委員を構成している。

2. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数又は回答者数(名)
2021年12月7日	産業標準作成委員会	10/10
2022年2月XX日(予定)	産業標準作成委員会	○/10

3. 作成審議経過

- ①産業標準案作成対象テーマの審議（JIS見直しの審議）；
2021年12月7日 産業標準作成委員会議決
- ②JIS作成予定一覧表の公表；
2021年12月24日～申出予定日（2022年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保；
2021年12月24日～申出予定日（2022年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ④異議申立ての機会の確保；
2021年12月24日～申出予定日（2022年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ⑤産業標準案の作成及び審議（確認の申出に係る審議）；
2022年2月XX日(予定) 産業標準作成委員会議決
- ⑥議事録及び委員会資料の公開；
2022年2月XX日(予定) JSAウェブサイト掲載

4. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容

参加： 無

5. 異議申立てに関する内容及び結果

異議申立ての有無： 無